

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

令和5年4月24日（月）

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

1. 業務概要

(1) 業務名 R5大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務

(2) 業務内容 本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組み内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体等が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」へ提案を行い、決定された取組内容の実施及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行うものである。

(3) 履行期限 令和6年2月29日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

(1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

(5) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長か

ら指名停止を受けていないこと。

- (6)企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7)企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(企画競争実施にかかる説明書参照)
- (8)配置予定技術者(主たる担当者)については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成25年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。
 - ・同種業務：道路事業に関する広報活動を実施した業務
 - ・類似業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社、公益法人において広報活動を実施した業務
- (9)配置予定技術者(主たる担当者)については、令和5年4月24日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省関東地方整備局 道路部 交通対策課 特殊車両第一係

電話：048-600-1450

電子メール：nakata-s8310@mlit.go.jp

(2) 企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

①交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送(着払い・希望者の負担)又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記(1)に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

②窓口での交付期間

令和5年4月24日から令和5年5月23日までの土曜日、日曜日及び休日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

(3)企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和5年5月23日(火) 18時00分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)、若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡

先を企画提案書等に必ず記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書について、ヒアリングは実施しない。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口　3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。